

小山市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、小山市人権尊重の社会づくり条例（平成16年条例第1号）の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、共に認め合い、幸せに暮らせる社会の実現を目指すため、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的に共同生活を行い、又は行うことを約した双方又は一方が性的マイノリティである二人の関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップの関係にある二人が、市長に対し、双方がお互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) パートナーシップの関係にある二人が、共に宣誓する意思があること。
- (2) 宣誓する日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 住所について次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本市に住所を有していること。
 - イ 一方が本市に住所を有し、かつ、他の一方が宣誓する日から14日以内に本市への転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓する日から14日以内に本市への転入を予定していること。
- (4) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (5) 双方に宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (6) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者

同士でないこと。ただし、同条の規定による養親子等間の婚姻の禁止については、離縁により養親子等の関係が終了した場合は、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者（以下「申請者」という。）は、双方が小山市パートナーシップ宣誓書（以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 宣誓する日前3か月以内に発行された本市の住民票の写し。ただし、本市への転入を予定している者にあつては、宣誓の日から14日以内に本市の住民票の写しを市長に提出することをもって足りる。
- (2) 宣誓する日前3か月以内に発行された戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他申請者が前条第4号及び第6号の規定に該当することを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の場合において、市長は、当該申請者の双方又は一方が自ら宣誓書に記入することができないと認めるときは、申請者の双方及び市職員立会いの下、これを代筆させることができる。

3 市長は、申請者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 運転免許証
- (3) 旅券
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本人の顔写真が貼付された官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書
- (5) その他市長が適当と認める書類

(証明書等の交付)

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓書が提出されたときは、その内容を審査し、双方が第3条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者に小山市パートナーシップ宣誓証明書及び小山市パートナーシップ宣誓証明カード（以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。

(通称名の使用)

第6条 申請者は、市長が特に必要と認めるときは、証明書等において通称名を使用することができる。

2 前項の規定による通称名の使用を希望する者は、第4条第1項の規定により宣誓書を市長に提出するときに、宣誓書に通称名を記入し、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示し、又は添付するものとする。

3 市長は、前項に規定する書類の提示又は添付があったときは、証明書等において、戸籍上の氏名及び通称名を併記するものとする。

(変更の届出)

第7条 第5条の規定により証明書等の交付を受けた申請者（以下「宣誓者」という。）は、宣誓書の記載内容に変更があったときは、小山市パートナーシップ宣誓内容変更届に、変更の内容を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(証明書等の再交付)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小山市パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書により証明書等の再交付を受けることができる。

- (1) 証明書等を紛失し、汚損し、又は破損したとき。
- (2) 前条の規定により証明書等の記載事項に変更があったとき。
- (3) その他市長が適当と認めるとき。

2 第4条第3項の規定は、前項の申請に係る本人確認について準用する。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、小山市パートナーシップ宣誓証明書等返還届に証明書等を添えて、市長に返還しなければならない。

- (1) 宣誓者双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡した後に、新たな者とのパートナーシップを宣誓するとき。
- (3) 第3条各号（第2号及び第3号を除く。）に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓者の双方又は一方が小山市に住所を有しなくなったとき（一方が単身赴任等により一時的に転出したときを除く。）。

(5) 次条の規定により宣誓が無効となったとき。

（宣誓の無効）

第10条 市長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓者による宣誓を無効とする。

(1) 双方又は一方にパートナーシップとなる意思がないとき。

(2) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(3) 本市への転入を予定している者が、宣誓の日から14日以内に本市の住民票の写しを提出しないとき。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。